

「生涯現役社会」を実現する シルバー人材センターの決意と支援の要望

我が国においては、少子高齢化が進み人口が減少している中で成長力を確保していくために、働く意欲と能力のあるすべての高齢者が年齢にかかわりなく活躍し続けることができる「生涯現役社会」を実現することがますます重要となっています。

このようなかで、シルバー人材センターは地域の日常生活に密着した就業機会を提供するなどにより、高齢者の「居場所」と「出番」をつくり、「生涯現役社会」の実現を果たす役割を担つており、併せて、高齢者の生きがいの充実、社会参加の促進を実行し、地域社会の活性化と医療費や介護給付費の削減に寄与しているところです。

昨年十一月に政府がまとめた「経済政策の指向性に関する中間整理」においても「生涯現役社会の実現に向けて、意欲ある高齢者に働く場を準備するため、（中略）地方自治体を中心とした就労促進の取組やシルバー人材センターの機能強化、求人先とのマッチング機能の強化など、働きやすい環境を整備する」とされており、シルバー人材センター事業の果たす役割の重要性と地域社会の期待は一層大きなものとなっています。

こうした中、シルバー人材センター事業の発展・拡充は、国の施策の実現や地域社会の期待に応えるために喫緊の課題であります。このため、平成三十年度から令和六年度までの七年間を期間とする「第二次会員百万人達成計画」の達成に向けた取組みを推進しているところであります。令和二年度までに八十万人、そして、令和六年度には、会員百万人を目指して、会員増加の取組みを一段と強めて参ります。

さらには、シルバー人材センターは「自主・自立、共働・共助」という理念のもと、国及び地方自治体の施策、地域ニーズに対応し、

- ① 介護予防・日常生活支援総合事業などの要支援高齢者に対する事業
- ② 放課後児童クラブの担い手などの子育て中の現役世代や子供たちへの支援事業
- ③ 人手不足の地元企業に向けたシルバー派遣等の事業
- ④ 空き家管理、遊休地を活用した農園事業などの事業

を重点に取り組んで参ります。

また、労働者派遣又は職業紹介での働き方において、都道府県知事が指定する業種・職種について週四十時間まで就業が可能となつた特例措置を有効に活用し、現役世代の下支えや人手不足分野での労働力確保に貢献するとともに、適正就業ガイドラインを遵守し、地域社会の維持・発展と就業意欲の高い高齢者の受け皿としての役割を果たして参ります。

つきましては、令和二年度のシルバー人材センター事業の推進のために必要なセンターに対する補助金等の確保を要望いたします。

特に、国においては一般会計を財源とする補助金の確保、また、都道府県・市区町村においては国の補助金と同額以上の補助金の確保、さらには、センターに対する市區町村等の公共からの事業発注の確保について、強く要望いたします。

令和元年七月二十五日

公益社団法人全国シルバー人材センター事業協会
令和元年度定期総会

